

## 四国大学内部質保証方針

令和4年9月21日制定

### (1) 内部質保証の目的

本学の建学の精神及び教育研究理念をはじめとする自らの理念、目的、各種方針等に基づき、教育研究活動その他本学の諸活動全般を自己点検・評価した上で、その結果を検証・改善することにより、教育研究の質的水準を恒常的かつ継続的に向上させること（以下「内部質保証システム」という。）を目的とする。

また、内部質保証システム自体の適切性についても定期的に検証し、その結果を改善・向上に結びつけるとともに、これらの取組内容について学外に積極的に発信することで、社会に対する説明責任を果たし、社会的信頼の向上を図る。

### (2) 実施体制

内部質保証を推進する組織は、内部質保証の客観性を担保する観点から、「内部質保証の推進に責任を負う」組織と「自己点検・評価の実施を担う」組織とに分けることとする。

#### ①大学内部質保証推進委員会

大学内部質保証推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置し、本方針に基づく自己点検・評価の基本方針の策定、実施結果・改善結果の点検、改善事項の監理及び結果の公表を担い、内部質保証推進に責任を負う組織として位置付ける。

推進委員会は、学長、副学長、事務局長、各研究科長、各学部長及び短期大学部部長、教育・学生支援部長、その他学長が必要と認める者（大学評価について専門的な知識を有する者）で構成する。

#### ②自己点検・評価委員会

自己点検・評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、自己点検・評価の実施及び点検結果の取りまとめを担う組織とする。

評価委員会は、副学長、各研究科・各学部及び短期大学部から選任された教授各1名、事務局各部長、総合企画課長、教育支援課長、その他学長が必要と認める者で構成する。

③推進委員会及び評価委員会の事務局は、関係部局等と連携し、総合企画課が担当する。

### (3) 実施方法

学長は、自己点検・評価の実施、改善指示及び改善結果の確認並びに公表及び内部質保証システムの検証に係る最高責任者として、本学における内部質保証の推進に責任を負う。

①推進委員会は、自己点検・評価の基本方針に基づき、評価委員会に自己点検・評価の実施を指示する。

- ②評価委員会は、自己点検・評価の実施方針に基づき、各研究科、各学部及び関係事務局（以下「各部局」という。）に自己点検・評価の実施を指示する。
- ③各部局は、自己点検・評価を行い、報告書を評価委員会に提出する。
- ④評価委員会は、各部局から提出された報告書を取りまとめ、四国大学自己点検・評価報告書及び四国大学短期大学部自己点検・評価報告書（以下「自己点検・評価報告書」という。）を作成し、改善事項を付した上で推進委員会に提出する。
- ⑤推進委員会は、自己点検・評価報告書の点検及び改善事項を取りまとめ、各部局に改善事項を指示する。
- ⑥各部局は、推進委員会に改善内容等について報告する。
- ⑦推進委員会は、改善内容等について検証し、学長に改善結果を報告する。
- ⑧学長は、自己点検・評価報告書を本学ホームページ等において公表する。

#### （４）外部評価

内部質保証体制及びその取組については、学外者による評価（以下「外部評価」という。）を受ける。

学長は、外部評価の結果を尊重するとともに、当該結果に基づく必要な改善を図る。